

しずおか

# あったかプラン

## 静岡市ユニバーサルデザイン 行動計画



温かい心の通り合う、  
みんながいまいると  
暮らせるまち

平成 21 年 3 月  
静 岡 市



# 目次

<b>第1章 行動計画の策定にあたって</b> .....	1
1-1 計画策定の背景と目的	
1-2 計画の位置づけ	
<b>第2章 基本目標別推進事業</b> .....	5
2-1 施策体系	
2-2 施策体系別推進事業	
<b>目標1：思いやりのある心づくり</b> .....	14
1-1) すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます	
1-2) ユニバーサルデザインの心を育む担い手を育てます	
<b>目標2：誰もが参加しやすい社会づくり</b> .....	20
2-1) 誰もが参加できる場や機会を広げます	
2-2) 温かく活気あるコミュニティをつくります	
2-3) いきいきと学び・働く環境の充実を図ります	
<b>目標3：安全・安心で快適なまちづくり</b> .....	32
3-1) 誰もが使いやすい施設・建物の整備を進めます	
3-2) 円滑に移動できる交通機関・サービスの充実を図ります	
3-3) 快適に暮らせるまちづくりを進めます	
<b>目標4：わかりやすく理解できる情報づくり</b> .....	44
4-1) すべての人にわかりやすい情報を発信します	
4-2) まちなかでの情報をわかりやすく提供します	
<b>目標5：まごころのこもったサービスづくり</b> .....	52
5-1) 利用者の視点に立ったサービスの充実を図ります	
<b>目標6：誰もが使いやすいものづくり</b> .....	58
6-1) ユニバーサルデザイン製品の普及を促進します	
<b>目標7：ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり</b> .....	62
7-1) ユニバーサルデザインを推進する体制をつくります	
<b>第3章 計画の進行・管理</b> .....	65
3-1 推進に向けた今後の取り組みの方向性	
3-2 進行・管理	
<b>参考資料</b> .....	68



# 第1章

行動計画の策定にあたって

---

# 第1章 行動計画の策定にあたって

## 1-1 計画策定の背景と目的

静岡市では、「温かい心の通い合う、みんながいきいきと暮らせるまち」を目指し、「静岡市ユニバーサルデザイン基本計画（以下、基本計画）」を策定しました。基本計画では、ユニバーサルデザイン\*にもとづくまちづくりを推進するための考え方や取り組むべき施策の基本的な展開方向を示しております。

本計画は、基本計画で掲げている7つの目標（『心』、『社会』、『まち』、『情報』、『サービス』、『もの』、『しくみ』のユニバーサルデザイン）の達成に向けて、基本計画の施策に対応する推進事業を「静岡市ユニバーサルデザイン行動計画（以下、行動計画）」として整理し、ユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に進めていけるよう具体的な取り組みを明記するものであります。

## 1-2 計画の位置づけ

### (1) ユニバーサルデザイン行動計画の位置づけ

静岡市ユニバーサルデザインの計画体系は、「基本計画」および「行動計画」で構成されます（右頁参照）。

「行動計画」は、「基本計画」の推進に向けて、ユニバーサルデザインに関連する推進事業の内容、実施時期、事業主体を明確化するとともに、進行管理できるように成果指標や目標値の設定、行政・市民・事業者等の役割分担の考え方など、具体的な行動の内容を示す計画です。

### (2) ユニバーサルデザイン行動計画の計画期間

「行動計画」は、その性格上、総合計画の実施計画に連動する計画であることから、行動計画の計画期間は、総合計画の実施計画の計画期間と整合を図ることが望ましいと考えられます。また、PDCAサイクルにより、計画を進行管理していく上では、ある程度の成果が期待できる期間が必要となります。

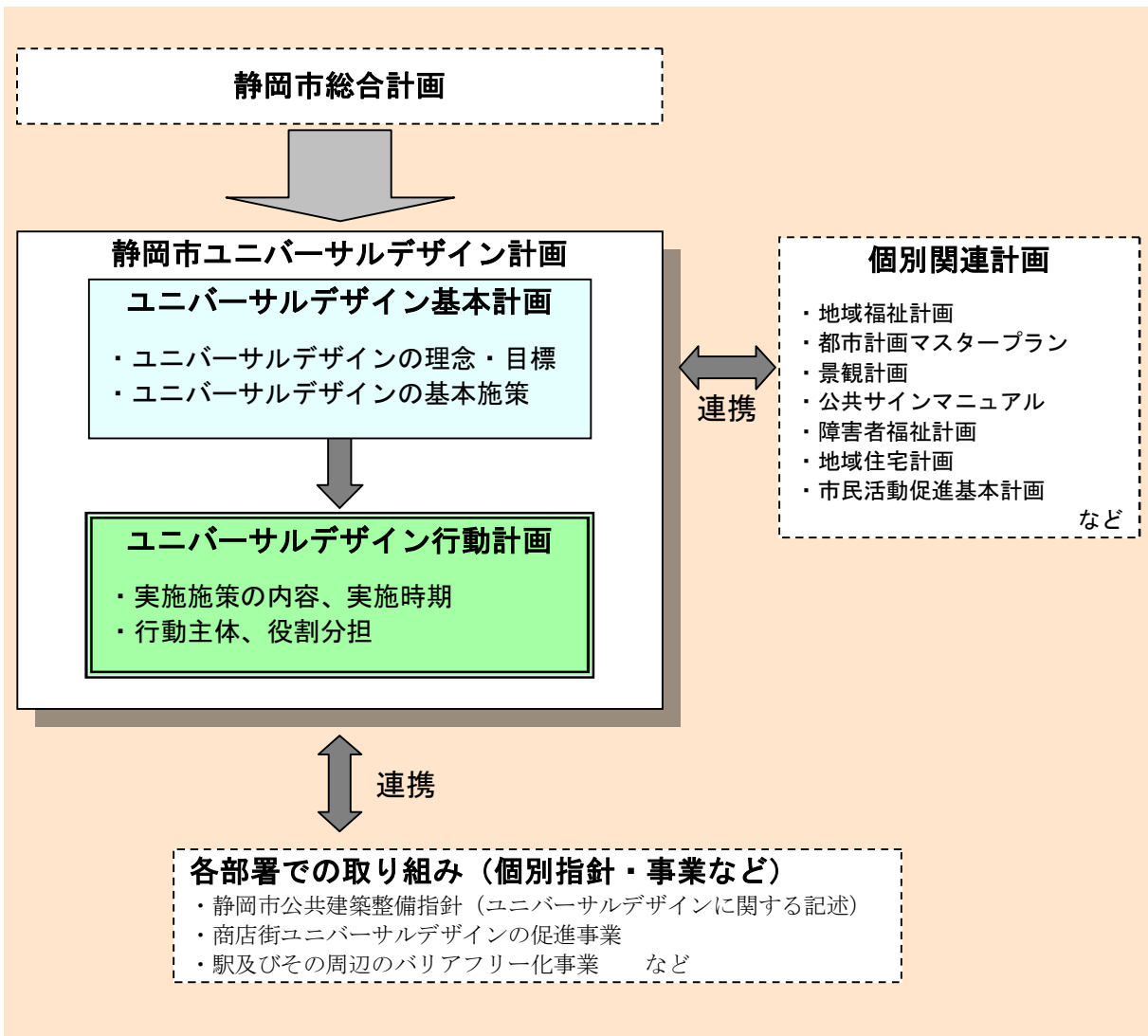
以上のことから、行動計画の計画期間は総合計画の計画期間に合わせ平成20年度から平成26年度までの7年間とします。また、各事業については、平成26年までの7年間で前期（平成20～21年度）、中期（平成22～24年度）、後期（平成25～26年度）に分け、それぞれの期間ごとに点検・評価および見直しを行うなど、適切な進行管理を行います（次頁参照）。

また、社会情勢の変化やユニバーサルデザインに関する国内外の動向などを踏まえ、事業内容や目標値については、必要な見直しを行うこととします。

#### <メモ>

- ユニバーサルデザイン（UD）：年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、利用しやすいようにデザインすることをいいます。

■静岡市ユニバーサルデザイン計画の全体像と行動計画の位置づけ



■ユニバーサルデザイン行動計画の計画期間

年度		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
静岡市 総合計画	基本構想	基本構想									
	基本計画	第1次基本計画					第2次基本計画				
	実施計画	第1期実施計画			第2期実施計画						
ユニバーサル デザイン計画	基本計画	基本計画									
	行動計画	行動計画									
		前期			中期			後期			





## 第2章

基本目標別推進事業

---



# 第2章 基本目標別推進事業

## 2-1 施策体系

本市におけるユニバーサルデザイン計画の施策体系および推進事業を次のように考えます。(基本理念、基本目標、基本施策については基本計画を参照)





## 2-2 施策体系別推進事業

前頁の推進事業について内容、実施時期、事業主体を明確にするとともに、目標別および施策別に成果指標を設定します。

<参考>行動計画の見方 (p10~12 参照)

① 区分

【推 進】: 市が政策手段をもって推進し、達成を目指す目標値

【誘 導】: 市が市民などに呼びかけて、ともに達成を目指す目標値

② 指標 (各年度における目標値)

【現状値】: 平成 19 年度

【中間値】: 平成 21 年度

【目標値】: 平成 26 年度

③ 基本計画のページ番号を示しています。

④ 事業区分

【継 続】: UDに関する取り組みを引き続き行う事業

【拡 充】: これまで実施してきた事業にUDに関する視点を加えて取り組む事業

【新 規】: UDに関する取り組みを新たに行う事業

⑤ 関連する計画、事業を示しています。

⑥ 事業に関係する課名を示しています。

⑦ 事業を実施する主体を示しています。

⑧ 役割分担 (事業を行う上で、担う役割について示しています。)

【 ● 】: 中心的な役割を担うもの

【 ○ 】: 補助金の助成や、技術的支援などを担うもの

【 △ 】: 協力または参画するもの

⑨ 実施時期 (事業を実施する時期を示しています。)

【前 期】: 平成 20~21 年度に行う事業

【中 期】: 平成 22~24 年度に行う事業

【後 期】: 平成 25~26 年度に行う事業

⑩ 該当事業コード

成果指標に該当する事業コードを示しています。

<参考>行動計画の見方

基本目標（ユニバーサルデザイン基本計画の目標と同じ）

- 静岡市ユニバーサルデザイン行動計画
- 目標1.思いやりのある心づくり

③ 基本計画の  
ページ番号

目標1 思いやりのある心づくり

市民一人ひとりが、お互いを思いやり、感謝しあえる温かい心を育み、通い合わせることができるよう、「思いやりのある心づくり」を進め、『心』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

基本 ⇒p34~36

目標別  
行動計画の考え方

◆行動計画の考え方  
・市民一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解し、地域、家庭、職場などにおけるユニバーサルデザインに関する活動を通して、思いやりのある心を育むなど、ソフト面でのユニバーサルデザインの充実を図ります。

目標別  
成果指標

◆成果指標	1-1 思いやりのある人が増えてい ると思う人の割合（平成19年度 市民意識調査より現状値を把握）	区分	現状値	中間値	目標値
		誘導	23.9%	30.0%	45.0%

目標別  
施策体系

■目標1の施策体系（基本方針、基本施策）

基本方針	基本施策	
1-1 すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます	1-1-1	地域、家庭、職場などでのユニバーサルデザインの意識啓発
	1-1-2	地域における学習や交流の機会づくり
	1-1-3	学校でのユニバーサルデザインに関わる教育の推進
	1-1-4	事業者の意識づくり (※民間事業者へのUI啓発事業等)
1-2 ユニバーサルデザインの心を育む担い手を育てます	1-2-1	市民リーダーの育成
	1-2-2	人材の登録と活動の促進
	1-2-3	職員の育成

① 区分

② 指標

基本施策（基本計画の施策と同じ）

基本方針（基本計画の方針と同じ）

基本方針 1-1 すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます

市民のユニバーサルデザインの認知度は37%（平成18年度、市民意識調査）にとどまっています。市民、事業者、行政がユニバーサルデザインの考え方を理解し、思いやりのある心を育むために、家庭、地域、学校、職場などでユニバーサルデザインの普及啓発・教育を進めます。

基本 ⇒p34、35

④ 事業区分

■基本施策 1-1-1 の事業

基本施策 1-1-1 地域、家庭、職場などでのユニバーサルデザインの意識啓発

⑤ 関連計画  
関連事業

基本となる事業

事業の概要

事業コード

1111

新規 ●

市のホームページを活用した UD に関する情報の提供

（再掲）事業コード 2231

関連計画

担当課

都市計画課・関係各課 ●

UD に対する意識啓発を行うため、市の UD に対する取り組みや UD に関する情報を、市のホームページを活用して提供します。

施策別  
推進事業

施策別  
成果指標

■基本施策 1-1-1 の成果指標

⑥ 事業取組担当課

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
1-2: UD を知っている人の割合*	UD の「考え方を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合（平成19年度市民意識調査より現状値を把握）	誘導	68.4%	75.0%	90.0%
1-3: UD を理解している人の割合*	UD の「考え方を知っている」と答えた人の割合（平成19年度市民意識調査より現状値を把握）	誘導	24.0%	30.0%	45.0%
1-4: UD に関するホームページの年間アクセス数 （再掲）指標コード 2-12	ホームページを開設後、現状値を把握し、中間値および目標値を設定 事業コード 1111 ●	誘導	-	-	-

⑩ 該当事業コード

用語の解説等

<メモ>

○ しずおかユニバーサルデザイン 2010（平成17年度/静岡県）では、「UDの考え方を知っている」と答えた人の割合は「65.9%」、目標値（平成22年度）は「100%」となっています。

⑦ 事業主体

■行動計画（目標1：思いやりのある心づくり）

基本事業	事業主体	役割分担					実施時期		
		国 県	市	民間	市民	NPO 他	前期 H20~21年	中期 H22~24年	後期 H25~26年
基本方針 1-1：すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます									
▼基本施策 1-1-1：地域、家庭、職場などでのユニバーサルデザインの意識啓発									
1111 市のホームページを活用したUDに関する情報の提供 (再掲) 事業コード 2231	市		●				(実施)	(継続)	
▼基本施策 1-1-2：地域における学習や交流の機会づくり									
1121 市政ふれあい講座	市		●		●		(継続)		
1122 UD体験学習の実施	市		●	△	△	△	(拡充)	(継続)	
▼基本施策 1-1-3：学校でのユニバーサルデザインに関わる教育の推進									
1131 学校教育におけるUDに関する取り組みの推進	市	△	●	△	△	△	(拡充)	(継続)	

施策別  
推進事業一覧

⑧ 役割分担

基本方針 1-2：ユニバーサルデザインの心を育む担い手を育てます									
▼基本施策 1-2-1：市民リーダーの育成									
1211 福祉ボランティアの育成	市 民間		●	●	△	●		(継続)	
1212 人材養成塾の開講	市	△	●	△	●	△		(継続)	
▼基本施策 1-2-2：人材の登録と活動の促進									
	市		●		●	△		(継続)	
▼基本施策 1-2-3：職員の育成									
1231 市職員のUD啓発	市		●	△	△	△		(継続)	

④ 事業区分  
(新規事業については「実施」と記載)

※区分【事業主体】：国・県、市、民間、市民、NPO、他  
【役割分担】：●⇒中心的作用、○⇒補助金・技術的支援等、△⇒協力または参画

⑨ 実施時期





目標1		思いやりのある心づくり			
<p>市民一人ひとりが、お互いを思いやり、感謝しあえる温かい心を育み、通い合わせることができるよう、「思いやりのある心づくり」を進め、『心』のユニバーサルデザインの実現を目指します。</p> <p style="text-align: right;">基本 ⇒p34~36</p>					
◆行動計画の考え方	<p>・市民一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解し、地域、家庭、職場などにおけるユニバーサルデザインに関する活動を通して、思いやりの心を育むなど、ソフト面でのユニバーサルデザインの充実を図ります。</p>				
◆成果指標	1-1	区分	現状値	中間値	目標値
	思いやりのある人が増えていると思う人の割合（平成19年度市民意識調査より現状値を把握）	誘導	23.9%	30.0%	45.0%

■目標1の施策体系（基本方針、基本施策）

基本方針		基本施策	
1-1 すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます	1-1-1	地域、家庭、職場などでのユニバーサルデザインの意識啓発	
	1-1-2	地域における学習や交流の機会づくり	
	1-1-3	学校でのユニバーサルデザインに関わる教育の推進	
	1-1-4	事業者の意識づくり (※民間事業者へのUD啓発事業等)	
1-2 ユニバーサルデザインの心を育む担い手を育てます	1-2-1	市民リーダーの育成	
	1-2-2	人材の登録と活動の促進	
	1-2-3	職員の育成	

## 基本方針 1-1

## すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます

市民のユニバーサルデザインの認知度は37%（平成18年度、市民意識調査）にとどまっています。市民、事業者、行政がユニバーサルデザインの考え方を理解し、思いやりのある心を育むために、家庭、地域、学校、職場などでユニバーサルデザインの普及啓発・教育を進めます。

基本 ⇒p34、35

### ■基本施策 1-1-1 の事業

基本施策 1-1-1		地域、家庭、職場などでのユニバーサルデザインの意識啓発
基本となる事業		事業の概要
事業コード		UD に対する意識啓発を行うため、市の UD に対する取り組みや UD に関する情報を、市のホームページを活用し提供します。
1111	新規	
市のホームページを活用した UD に関する情報の提供 (再掲) 事業コード 2231		
関連計画	—	
担当課	都市計画課・関係各課	

### ■基本施策 1-1-1 の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
1-2: <u>UD を知っている人の割合*</u>	UD の「考え方を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合（平成19年度市民意識調査より現状値を把握）	誘導	68.4%	75.0%	90.0%
1-3: <u>UD を理解している人の割合*</u>	UD の「考え方を知っている」と答えた人の割合（平成19年度市民意識調査より現状値を把握）	誘導	24.0%	30.0%	45.0%
1-4: UD に関するホームページの年間アクセス数 (再掲) 指標コード 2-12	ホームページを開設後、現状値を把握し、中間値および目標値を設定 事業コード 1111	誘導	—	—	—

#### <メモ>

- しずおかユニバーサルデザイン2010（平成17年度/静岡県）では、「UDの考え方を知っている」と答えた人の割合は「65.9%」、目標値（平成22年度）は「100%」となっています。

■基本施策1-1-2の事業

基本施策1-1-2		地域における学習や交流の機会づくり
基本となる事業		事業の概要
事業コード		市民に広く市政を理解してもらうために、市職員が地域の学習会などに出向き、市政に関する情報を提供し、分かりやすく解説を行います。
1121	継続	
市政ふれあい講座*		
関連計画	—	
担当課	人事課・関係各課	

事業コード		市民に広くUDの考えを知っていただくために、UDに配慮された施設の見学や、障害の疑似体験等を行うことで、UDへの理解を深めます。
1122	拡充	
UD体験学習の実施 (城東保健福祉エリアにおける啓発及び体験学習機会提供など)		
関連計画	—	
担当課	福祉総務課・関係各課	

■基本施策1-1-3の事業

基本施策1-1-3		学校でのユニバーサルデザインに関わる教育の推進
基本となる事業		事業の概要
事業コード		子どもたちの思いやりの心を育むため、各学校の総合的な学習の時間などを活用して、ボランティア活動などを通じた福祉教育を行います。  またこれまで取り組まれている福祉教育を進める中で、UDの意識が育まれる教育環境づくりを進めます。
1131	拡充	
学校教育におけるUDに関する取り組みの推進		
関連計画	<総合計画> ・ボランティア体験の実施 ・静岡版道徳授業の実施	
担当課	学校教育課	

◇ その他の基本施策を推進するための、今後の取り組みとして

- 事業者の意識づくりを促進するためには、地域での社会貢献活動を通して、思いやりのある心を育むなど、UDの意識づくりを促すこと等が考えられます。

【基本施策1-1-4】

<メモ>

- 市政ふれあい講座は、計112講座を(平成19年度)開講しています。

## 基本方針 1-2

## ユニバーサルデザインの心を育む担い手を育てます

地域や学校、職場など、ユニバーサルデザインをさまざまな場面で推進していくために、ユニバーサルデザインを先導していく人材を育成します。

基本 ⇒p36

### ■基本施策 1-2-1 の事業

基本施策 1-2-1		市民リーダーの育成
基本となる事業		事業の概要
事業コード		ボランティアの大切な精神を育くむために、障害者や高齢者をケアする体験講座などを開催します。
1211	継 続	
福祉ボランティアの育成		
関連計画	<総合計画> ・福祉ボランティアの育成	
担当課	福祉総務課	
事業コード		まちづくりリーダーや地域課題に取り組みを起業する者を養成する講座を開講し、地域の問題・課題に積極的に関わり、行動を起こし、地域に仕掛けていくために、修了生（者）の活動機会を創出します。
1212	継 続	
人材養成塾の開講		
関連計画	<総合計画> ・人材養成塾の開講	
担当課	生涯学習推進課	

### ■基本施策 1-2-1 の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
1-5：福祉ボランティア登録者数	事業コード 1211	誘導	9,405人	10,000人	11,000人

■基本施策1-2-2の事業

基本施策1-2-2		人材の登録と活動の促進	
基本となる事業		事業の概要	
事業コード			
1221	継 続		
コミュニケーション支援事業		聴覚障害等のある人がいろいろな方とコミュニケーションを気軽にとれるような社会をつくるため、登録通訳者を育成し、派遣します。	
関連計画	<総合計画> ・登録通訳者の派遣 <障害者福祉計画> ・コミュニケーション支援事業		
担当課	障害者福祉課		

■基本施策1-2-2の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
1-6：コミュニケーション支援事業における登録通訳者の派遣件数	事業コード 1221	誘導	968 件/年	1,504 件/年 (平成23年)	—
1-7：奉仕員養成講座*の受講者数	事業コード 1221	誘導	290 人/年	330 人/年 (平成23年)	—

■基本施策1-2-3の事業

基本施策1-2-3		職員の育成	
基本となる事業		事業の概要	
事業コード			
1231	継 続		
市職員のUD啓発		職員研修のカリキュラムの一つとして、UDの考えを取り入れた研修を実施します。  また、各課での取り組みにUDの考えを取り入れることにより、職員の意識啓発を図ります。	
関連計画	—		
担当課	人事課・関係各課		

<メモ>

- 奉仕員養成講座：聴覚障害等のある人との交流活動の促進のため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術を習得した要約筆記奉仕員、点訳に必要な技術を習得した点字奉仕員を養成するための講座。

■行動計画（目標１：思いやりのある心づくり）

基本事業	事業主体	役割分担						実施時期		
		国 県	市	民 間	市 民	NPO	他	前期 H20~21年	中期 H22~24年	後期 H25~26年
<b>基本方針 1-1：すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます</b>										
<b>▼基本施策 1-1-1：地域、家庭、職場などでのユニバーサルデザインの意識啓発</b>										
1111 市のホームページを活用した UD に関する情報の提供 (再掲) 事業コード 2231	市		●					(実施)	(継続)	
<b>▼基本施策 1-1-2：地域における学習や交流の機会づくり</b>										
1121 市政ふれあい講座	市		●		●			(継続)		
1122 UD 体験学習の実施	市		●	△	△	△		(拡充)	(継続)	
<b>▼基本施策 1-1-3：学校でのユニバーサルデザインに関わる教育の推進</b>										
1131 学校教育における UD に関する取り組みの推進	市	△	●	△	△	△		(拡充)	(継続)	

<b>基本方針 1-2：ユニバーサルデザインの心を育む担い手を育てます</b>										
<b>▼基本施策 1-2-1：市民リーダーの育成</b>										
1211 福祉ボランティアの育成	市民間		●	●	△	●		(継続)		
1212 人材養成塾の開講	市	△	●	△	●	△		(継続)		
<b>▼基本施策 1-2-2：人材の登録と活動の促進</b>										
1221 コミュニケーション支援事業	市		●		●	△		(継続)		
<b>▼基本施策 1-2-3：職員の育成</b>										
1231 市職員の UD 啓発	市		●	△	△	△		(継続)		

※区分【事業主体】：国・県、市、民間、市民、NPO、他

【役割分担】：●⇒中心的な役割、○⇒補助金・技術的支援等、△⇒協力または参画

## 目標2 誰もが参加しやすい社会づくり

市民が、地域の中でさまざまな活動に加わり、いきいきと交流することで、社会参画や自己実現をすることができるよう、「誰もが参加しやすい社会づくり」を進め、『社会』のユニバーサルデザインの実現を目指します。

基本 ⇒p37～39

◆行動計画の考え方	・多様な人がまちづくりや行事などに積極的に参加することで、温かく活力ある地域づくりを進めます。				
◆成果指標	2-1	区分	現状値	中間値	目標値
	性別、年齢、国籍、障害の有無を問わず、誰でも参加しやすい活動や交流が行われていると思う人の割合（平成 19 年度市民意識調査より現状値を把握）	誘導	22.6%	30.0%	45.0%

### ■目標2の施策体系（基本方針、基本施策）

基本方針	基本施策	
<b>2-1</b>	2-1-1	市民、事業者など多様な主体のまちづくり参画
誰もが参加できる場や機会を広げます	2-1-2	生きがいづくりの機会の充実
	2-1-3	ユニバーサルデザインに対応したイベントの推進
<b>2-2</b>	2-2-1	地域での支え合い活動の促進
温かく活気あるコミュニティをつくります	2-2-2	地域活動の場所の提供
	2-2-3	地域活動の周知促進
	2-2-4	ユニバーサルデザインのまちづくりガイドラインの作成 (※市民と協働によるガイドラインの作成等)
<b>2-3</b>	2-3-1	安心して過ごせる学校づくり
いきいきと学び・働く環境の充実を図ります	2-3-2	雇用・職場環境の充実
	2-3-3	障害のある人が地域で就労できるしくみづくり



## 基本方針 2-1

## 誰もが参加できる場や機会を広げます

高齢者や障害のある人、外国人など、社会に参加しにくい場面がみられる方々も含めて、誰もが参加しやすい社会にするため、まちづくりや各種イベントなどにユニバーサルデザインの考え方を導入します。

基本 ⇒p37

### ■基本施策 2-1-1 の事業

#### 基本施策 2-1-1

#### 市民、事業者など多様な主体のまちづくり参画

基本となる事業		事業の概要
<b>事業コード</b> <b>2111</b> <b>継 続</b>		パブリックコメントの実施など、誰もがまちづくりに参画するための機会を提供するとともに、市民活動への参加のきっかけづくりや協働事業の促進などの施策を推進します。
市民との協働によるまちづくり施策の推進		
関連計画	<総合計画> ・市民参画推進条例・市民活動促進条例の施行	
担当課	分権推進課・市民生活課・関係各課	
<b>事業コード</b> <b>2112</b> <b>継 続</b>		区民（市民）の参画により、区政（市政）に広く区民（市民）の意見を反映させ、区の特徴を活かした魅力ある地域づくりを進めます。
区民懇話会の運営		
関連計画	<総合計画> ・区民懇話会の運営	
担当課	区政課	
<b>事業コード</b> <b>2113</b> <b>継 続</b>		国籍を問わない共生のまちづくりを進めるため、市在住外国人の、自らの生活に関する諸問題について検討する場を確保することで、地域社会の一員として市政に意見を反映する機会をつくれます。
外国人住民懇話会の充実		
関連計画	-	
担当課	国際課	

### ■基本施策 2-1-1 の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
2-2：市民活動団体等と市の協働事業数	事業コード 2111	推進	110 事業	150 事業 (平成 23 年)	—
2-3：区民懇話会の実施	事業コード 2112	推進	100%	100%	100%

■基本施策2-1-2の事業

基本施策2-1-2		生きがいづくりの機会の充実	
基本となる事業		事業の概要	
事業コード		障害のある人がスポーツの楽しさを体験するために、全国障害者スポーツ大会へ静岡市選手団を編成・派遣するとともに、市民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加を促進します。	
2121	継続		
全国障害者スポーツ大会への派遣			
関連計画	<総合計画> ・全国スポーツ大会への派遣		
担当課	障害者福祉課		
事業コード		誰もが楽しく参加できる機会を充実させるために、市民が気軽に自分にあったスポーツに親しめる環境を整備します。	
2122	継続		
市民一人1スポーツの推進			
関連計画	<総合計画> 市民一人スポーツの推進		
担当課	スポーツ振興課		
事業コード		障害や障害のある人について市民の理解を深めるために、「心のバリアフリーイベント」を実施し、障害のある人とのふれあいの機会をつくることで、心のUDの普及と啓発に努めます。	
2123	継続		
心のバリアフリーイベントの実施			
関連計画	—		
担当課	障害者福祉課		

■基本施策2-1-2の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
2-4：全国大会参加者数	事業コード 2121	推進	18人	18人	18人
2-5： <u>週に1回以上スポーツをしている人の割合*</u>	事業コード 2122	誘導	—	65%	68%

<メモ>

- しずおかユニバーサルデザイン2010（平成17年度／静岡県）では、「成人が週1回以上のスポーツをする割合」は「34.3%」、目標値（平成22年度）は「50%以上」となっています。

■基本施策2-1-3の事業

基本施策2-1-3		ユニバーサルデザインに対応したイベントの推進	
基本となる事業		事業の概要	
事業コード		誰もが会場内をスムーズに移動できるなど、多様な人が参加し、楽しめるものにするために、地域の祭りや、市主催または共催のイベントにUDの考え方を取り入れます。	
2131	新規		
地域の祭りや、市主催または共催のイベントのUD化			
関連計画	—		
担当課	イベント推進課		

■基本施策2-1-3の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
2-6：市主催または共催の大型イベントのうちUDの考え方を取り入れたイベントの割合*	市主催または共催の大型イベントとは、「大道芸ワールドカップ in 静岡」「静岡まつり」「清水みなと祭り」を示しています。 事業コード 2131	推進	33%	66%	100%

<メモ>

- しずおかユニバーサルデザイン2010（平成17年度／静岡県）では、大型イベント等のうちユニバーサルデザインを実践するイベントの割合は「100%」となっています。

<b>基本方針2-2</b>	<b>温かく活気あるコミュニティをつくります</b>
<p>地域における人のつながりが薄れ、思いやりや支え合いなどの源となる地域力の低下が懸念されています。温かく活気あるコミュニティを形成するため、ユニバーサルデザインを取り入れた地域づくりを促進します。</p>	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">基本</div> ⇒p38	

■基本施策2-2-1の事業

<b>基本施策2-2-1</b>	<b>地域での支え合い活動の促進</b>
<b>基本となる事業</b>	<b>事業の概要</b>
<b>事業コード</b>	
<b>2211</b>	<b>継 続</b>
ファミリーサポートセンター事業の充実	
関連計画	<総合計画> ・ファミリーサポートセンター事業の充実
担当課	子育て支援課
<p>子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と援助をしたい人（まかせて会員）のネットワークをつくり、助け合いながら安心して子どもを育てるための会員組織の相互援助活動を充実します。</p>	

<b>事業コード</b>	
<b>2212</b>	<b>継 続</b>
S型デイサービス*の推進	
関連計画	<総合計画> ・S型デイサービスの推進
担当課	高齢者福祉課
<p>高齢者と地域のつながりを深めるために、ミニデイサービスを地域の集会所などを利用して行うことで、地域ぐるみの支え合いや見守り活動に発展させていきます。</p>	

<b>事業コード</b>	
<b>2213</b>	<b>継 続</b>
子育てトーク事業の充実	
関連計画	<総合計画> ・子育てトーク事業
担当課	子育て支援課
<p>保護者同士のおしゃべりやいろんな遊びのほか、子育ての先輩である地域の主任児童委員が中心にボランティア、保育士、保健師等も加わって、育児のアドバイスを聞いたり、相談にのる機会を充実します。</p> <p>なお、各地域の未就園児とその親（保護者）が気軽に参加できるように、各地区の生涯学習センターや生涯学習交流館、保育園等で実施します。</p>	

<メモ>

○ S型デイサービス（地域ミニデイサービス）：在宅の虚弱高齢者、単身生活高齢者、家に閉じこもりがちな高齢者等の生きがいの創出、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ることを目的として、当該高齢者に対し、簡単な体操やレクリエーション等の活動を行うものです。各地区社会福祉協議会が主体となり、地区民生委員・児童委員協議会を始め、ボランティアスタッフが運営にあたっています。

事業コード		在宅療養者、高齢者等が地域で自立して生活できるよう、福祉用具等に関する知識を深めてもらうための講座の実施や住宅改修・福祉用具に関する相談窓口を開設することで、 <u>地域リハビリテーション*</u> の推進を図ります。
2214	継 続	
地域リハビリテーション推進センターの運営・充実		
関連計画	<総合計画> ・地域リハビリテーション推進センターの運営・充実	
担当課	健康づくり推進課	

### ■基本施策2-2-1の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
2-7:「おねがい会員」「まかせて会員」数	事業コード 2211	誘導	2,921人	3,300人	—
2-8:S型デイサービスの利用者延人数	事業コード 2212	誘導	61,074人	81,234人	—
2-9:子育てトーク事業数	事業コード 2213	誘導	36事業	50事業	—

#### <メモ>

- 地域リハビリテーション：住み慣れた地域において、自立した生活を送ることを支援するための諸活動のこと。

■基本施策2-2-2の事業

基本施策2-2-2		地域活動の場所の提供
基本となる事業		事業の概要
事業コード		<p>様々な地域活動を促進するために、コミュニティ活動の基盤となる身近な集会所の整備に対する助成を行います。また、UDに配慮した施設整備を推奨します。</p>
2221	拡 充	
自治会・町内会集会所の整備促進		
関連計画	<総合計画> ・町内会・自治会集会所の整備	
担当課	市民生活課	

事業コード		<p>家庭、地域社会、学校が連携・協力して行う様々な地域活動の拠点を整備することで、地域活動の場所として提供します。またその際には、UDに配慮した施設整備を行います。</p>
2222	拡 充	
クラブハウス、地域集会所などの整備・活用		
関連計画	<総合計画> ・クラブハウス、地域集会所などの整備・活用	
担当課	教育施設課	

事業コード		<p>NPOなどの市民活動の活性化を支援するために、市民活動センターを開設し、市民活動に関する情報提供や活動に関する相談等を行なう拠点を整備・運営します。</p> <p>また地域の人たちが気軽に集い、学び、人間関係を深める場所として生涯学習拠点の充実を図ります。</p>
2223	継 続	
市民活動センター等の充実		
関連計画	<総合計画> ・市民活動センターの整備 ・生涯学習センターの整備	
担当課	市民生活課・生涯学習推進課	

■基本施策2-2-2の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
2-10：自治会・町内会所有集会所の保有率	事業コード 2221	推進	61% (平成18年)	65% (平成22年)	—
2-11：NPO 法人数の増加	事業コード 2223	誘導	194 法人 (平成18年)	264 法人	—

■基本施策2-2-3の事業

基本施策2-2-3		地域活動の周知促進
基本となる事業		事業の概要
事業コード		UDに対する意識啓発を行うため、市のUDに対する取り組みやUDに関する情報を、市のホームページを活用し提供します。
2231	新規	
市のホームページを活用したUDに関する情報の提供 (再掲) 事業コード 1111		
関連計画	—	
担当課	都市計画課・関係各課	

事業コード		ケーブルテレビ（静岡シティチャンネル*）やテレビ番組を活用し、静岡市内のイベントや観光情報、行政情報など、各種情報の提供を行います。
2232	継続	
ケーブルテレビ等を活用した各種情報の提供 (再掲) 事業コード 4116		
関連計画	—	
担当課	広報課・関係各課	

事業コード		大きな文字の使用、見やすい色づかい、平易な語句の使用に心がけるなど、市民に対してより効果の高い情報提供ができる広報を作成します。  また視覚障害のある人のために「点字版広報」や「声の広報」を発行します。
2233	継続	
広報しずおかの活用 (再掲) 事業コード 4113		
関連計画	<総合計画> ・広報しずおかの活用	
担当課	広報課	

■基本施策2-2-3の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
2-12：UDに関するホームページの年間アクセス数  (再掲) 指標コード 1-4	ホームページを開設後、現状値を把握し、中間値および目標値を設定  事業コード 2231	誘導	—	—	—

◇ その他の基本施策を推進するための、今後の取り組みとして

- 地域でのUDによるまちづくりを進めるためには、市民との協働作業を通じたUDのまちづくりガイドラインの作成等が考えられます。

【基本施策2-2-4】

<メモ>

- 静岡シティチャンネル：静岡市の広報TVである「静岡シティチャンネル」では、静岡市に関するさまざまな情報をケーブルテレビにより配信しています。

<b>基本方針2-3</b>	<b>いきいきと学び・働く環境の充実を図ります</b>
<p>障害の有無などにかかわらず就学・就業の機会が均等に得られるように、誰もが等しく教育が受けられ、働く機会が得られる、楽しい教育環境づくり、生きがいを持てる就業環境づくりを進めます。</p>	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 12px;">基本</span> </div> <span style="margin-left: 5px;">⇒p39</span>	

■基本施策2-3-1の事業

<b>基本施策2-3-1</b>	<b>安心して過ごせる学校づくり</b>	
基本となる事業	事業の概要	
事業コード	<p>特別支援学校及び特別支援学級に通う障害のある子どもの地域生活を支えるため、放課後の居場所づくりを行うことで、児童の健全な育成を図ります。</p>	
2311		継続
レスパイト事業*の実施		
関連計画		<総合計画> ・レスパイト事業の実施
担当課		障害者福祉課

事業コード	<p>小学校低学年児童（小学校3年生まで）の健全育成を図るために、放課後、保護者が家庭にいない児童を預かります。</p>	
2312		継続
放課後児童クラブの整備・充実		
関連計画		<総合計画> ・放課後児童クラブの整備・充実
担当課		子育て支援課

事業コード	<p>授業終了時から下校時刻までの間、より多くの児童に安全、安心な遊び場を提供し、異学年の交流を促進します。</p>	
2313		継続
校庭開放事業の推進		
関連計画		<総合計画> 校庭開放事業の推進
担当課		青少年育成課

■基本施策2-3-1の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
2-13：レスパイト事業実施箇所数	事業コード 2311	推進	4箇所	4箇所 (平成20年)	—
2-14：放課後児童クラブの整備実施状況	事業コード 2312	推進	67箇所	71箇所	—

<メモ>

- レスパイト事業：介護を要する障害のある人を一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービスのことです。



■基本施策2-3-2の事業

基本施策2-3-2		雇用・職場環境の充実	
基本となる事業		事業の概要	
事業コード		<p>豊かな経験と能力を生かして、自らの生きがいの充実や追加的収入を得ようとする市内に居住する高齢者に、臨時的・短期的な仕事の提供を行います。</p>	
2321	継続		
シルバー人材センターの運営・充実			
関連計画	<総合計画> ・シルバー人材センターの運営・充実		
担当課	高齢者福祉課		

■基本施策2-3-2の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
2-15: シルバー人材センター会員数	事業コード 2321	誘導	2,497人	3,015人	3,600人
2-16: シルバー人材センター就業実人員	事業コード 2321	誘導	2,110人	2,563人	3,060人

■基本施策2-3-3の事業

基本施策2-3-3		障害のある人が地域で就労できるしくみづくり	
基本となる事業		事業の概要	
事業コード		<p>障害のある人及び事業主に対して行う雇用・就労を支援する障害者職業センターやハローワークのジョブガイダンス事業の利用、活用を促進するほか、発達障害者支援体制整備検討委員会に就労部会を設けるなど発達障害のある人に対する就労支援の充実を図ります。</p>	
2331	新規		
雇用と就労を促進する体制の整備			
関連計画	<障害者福祉計画>		
担当課	障害者福祉課、精神保健福祉課		

■行動計画（目標2：誰もが参加しやすい社会づくり）

基本事業	事業主体	役割分担						実施時期		
		国県	市	民間	市民	NPO	他	前期 H20~21年	中期 H22~24年	後期 H25~26年
<b>基本方針2-1：誰もが参加できる場や機会を広げます</b>										
<b>▼基本施策2-1-1：市民、事業者など多様な主体のまちづくり参画</b>										
2111 市民との協働によるまちづくり施策の推進	市		●		●	●				(継続)
2112 区民懇話会の運営	市		●	●	●	●				(継続)
2113 外国人住民懇話会の充実	市		●	△	●	△				(継続)
<b>▼基本施策2-1-2：生きがいくりの機会の充実</b>										
2121 全国障害者スポーツ大会への派遣	市	○	●		●					(継続)
2122 市民一人1スポーツの推進	市		●		●					(継続)
2123 心のバリアフリーイベントの実施	その他		○	△	△	△	●			(継続)
<b>▼基本施策2-1-3：ユニバーサルデザインに対応したイベントの推進</b>										
2131 地域の祭りや、市主催または共催のイベントのUD化	市	△	●	△	△	△		(実施)	(継続)	

<b>基本方針2-2：温かく活気あるコミュニティをつくります</b>										
<b>▼基本施策2-2-1：地域での支え合い活動の促進</b>										
2211 ファミリーサポートセンター事業の充実	市		●		●					(継続)
2212 S型デイサービスの推進	市		●		●					(継続)
2213 子育てトーク事業の充実	市		●		●					(継続)
2214 地域リハビリテーション推進センターの運営・充実	市		●		●					(継続)

基本事業	事業主体	役割分担						実施時期		
		国県	市	民間	市民	NPO	他	前期 H20~21年	中期 H22~24年	後期 H25~26年
<b>▼基本施策2-2-2：地域活動の場所の提供</b>										
2221 自治会・町内会集会所の整備促進	市		○		●					
2222 クラブハウス、地域集会室などの整備・活用	市		●		△					
2223 市民活動センター等の充実	市		●	●	●	●				
<b>▼基本施策2-2-3：地域活動の周知促進</b>										
2231 市のホームページを活用したUDに関する情報の提供 (再掲) 事業コード 1111	市		●							
2232 ケーブルテレビ等を活用した各種情報の提供 (再掲) 事業コード 4116	市民間		●	●						
2233 広報しずおかの活用 (再掲) 事業コード 4113	市		●							
<b>▼基本施策2-3-1：安心して過ごせる学校づくり</b>										
2311 レスパイト事業の実施	民間 NPO		○	●	△	●				
2312 放課後児童クラブの整備・充実	市		●		●	△				
2313 校庭開放事業の推進	その他		○				●			
<b>▼基本施策2-3-2：雇用・職場環境の充実</b>										
2321 シルバー人材センターの運営・充実	民間		○	△	●	△	●			
<b>▼基本施策2-3-3：障害のある人が地域で就労できるしくみづくり</b>										
2331 雇用と就労を促進する体制の整備	市民間	○	●	●		△				

※区分【事業主体】：国・県、市、民間、市民、NPO、他

【役割分担】：●⇒中心的な役割、○⇒補助金・技術的支援等、△⇒協力または参画

目標3		安全・安心で快適なまちづくり			
市民や来訪者が、日常の生活や活動の舞台となる住まいやまちにおいて、危険や不便を感じることなく過ごすことができるよう、「安全・安心で快適なまちづくり」を進め、『まち』のユニバーサルデザインの実現を目指します。					
<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">基本</span> ⇒p40~44					
◆行動計画の考え方	・ 中心市街地や不特定多数の方が利用する施設・建物から、市民が安全で快適と感じるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。				
◆成果指標	3-1	区分	現状値	中間値	目標値
	歩道や駅・バスターミナルなど、誰もが安心して移動し、利用できると思う人の割合（平成19年度市民意識調査より現状値を把握）	誘導	31.6%	35.0%	50.0%

■目標3の施策体系（基本方針、基本施策）

基本方針	基本施策	
<b>3-1</b>	3-1-1	ユニバーサルデザインに対応した公共建築物の整備・改善の推進
誰もが使いやすい施設・建物の整備を進めます	3-1-2	ユニバーサルデザインに対応した民間建築物の整備・改善の推進
	3-1-3	ユニバーサルデザインに対応した市営住宅の整備・改善の推進
<b>3-2</b>	3-2-1	公共交通網の整備
円滑に移動できる交通機関・サービスの充実を図ります	3-2-2	円滑に移動できる駅及び駅周辺の整備促進
	3-2-3	気軽に利用できる公共交通機関の整備促進
	3-2-4	わかりやすい交通情報・サービスの提供
<b>3-3</b>	3-3-1	安心して移動ができる歩行空間や自転車道の整備
快適に暮らせるまちづくりを進めます	3-3-2	誰もが使いやすい公園の整備
	3-3-3	快適に買い物ができる商店街づくりの支援
	3-3-4	駐車スペースの確保
	3-3-5	災害時の要援護者対策の充実
	3-3-6	移動支援案内システム導入の検討

## 基本方針3-1

## 誰もが使いやすい施設・建物の整備を進めます

不特定多数の人が利用する施設の中にも、まだ、障害のある人などが安心して利用することが困難な施設があります。誰もが安心して利用できるように、公共建築物や民間建築物をユニバーサルデザインに対応した施設となるように整備・改善を進めます。

基本 ⇒p40

### ■基本施策3-1-1の事業

#### 基本施策3-1-1

#### ユニバーサルデザインに対応した公共建築物の整備・改善の推進

基本となる事業		事業の概要
事業コード		公共建築物の整備・改善については、 <u>静岡市公共建築整備指針*</u> や <u>静岡市公共建築整備マニュアル*</u> にもとづいてUD化の促進を行います。
3111	継続	
公共建築物UD化事業		
関連計画	－	
担当課	建築総務課・公共建築課・設備課	

#### <メモ>

- 静岡市公共建築整備指針：市民に高度で快適な環境で生活できる場を提供するため、公共建築整備に携わる職員や利用する市民が整備の考え方や進め方を共有し、公共建築の質的向上を図ることを目的として策定しています。
- 静岡市公共建築整備マニュアル：静岡市公共建築整備指針にもとづき公共建築整備の検討事項をチェックシートで設け、新築や増築をはじめ、維持管理を含めた質の高い公共建築の整備となるよう活用していきます。

■基本施策3-1-2の事業

基本施策3-1-2		ユニバーサルデザインに対応した民間建築物の整備・改善の推進		
基本となる事業		事業の概要		
<b>事業コード</b>				
<b>3121</b>		<b>継 続</b>		
公共的施設のバリアフリー化に関する相談窓口		多くの人が利用する建築物のバリアフリー化に関する相談を行います。		
関連計画	<静岡県福祉のまちづくり条例>			
担当課	建築指導課			
<b>事業コード</b>				
<b>3122</b>		<b>継 続</b>		
高齢者等住宅改造相談の実施		住み慣れた住宅において自立した日常生活が継続できるよう、高齢者や障害のある人の住環境の改善等に関して指導・助言を行うとともに、必要な住宅改造に対して助成します。		
関連計画	<総合計画> ・高齢者等住宅改造相談の実施 <静岡市地域福祉計画> ・高齢者等住宅相談・住宅改造助成			
担当課	高齢者福祉課・障害者福祉課			
<b>事業コード</b>				
<b>3123</b>		<b>継 続</b>		
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進補助		バリアフリー化等、高齢者の生活に配慮した良質な住宅の供給を促進するため、賃貸住宅に対して建設費の補助を行います。		
関連計画	<総合計画> ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進補助 <静岡市地域住宅計画>			
担当課	建築総務課			

■基本施策3-1-2の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
3-2: 静岡県福祉のまちづくり条例*に適合した施設の割合	平成17年度以降の適合件数/申請件数 事業コード 3121	誘導	37.9%	45%	50%
3-3: 高齢者等住宅改造相談件数	事業コード 3122	誘導	47件/年	—	—
3-4: 建設費の一部を助成する高齢者向け賃貸住宅の累計戸数	事業コード 3123	誘導	111戸	223戸	—

■基本施策3-1-3の事業

基本施策3-1-3		ユニバーサルデザインに対応した市営住宅の整備・改善の推進	
基本となる事業		事業の概要	
事業コード		単一的な間取りではなく、多様化する世帯に対応した住戸など、UDに配慮した市営住宅の供給を推進します。	
3131	拡 充		
市営住宅の建設、建替、改善			
関連計画	<総合計画> ・市営住宅の建設、建替		
担当課	住宅課		

<メモ>

- 静岡県福祉のまちづくり条例：だれもが住みよい、人にやさしいまちづくりを推進するために、一定規模以上の建築物等に対し、「車椅子対応トイレ」や「車椅子使用者用駐車場」、「障害者対応エレベーター」の整備など、具体的な整備基準を設けております。

<b>基本方針3-2</b>	<b>円滑に移動できる交通機関・サービスの充実を図ります</b>
<p>バスや鉄道などの環境にやさしい公共交通機関の利用を促し、いつでも、どこでも円滑に移動できるように、駅やバス停留所、電車、バスなどのユニバーサルデザインへの対応を進めます。</p>	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="color: white; font-weight: bold; margin-right: 5px;">基本</span> <span style="font-size: 14px;">⇒p41、42</span> </div>	

■基本施策3-2-1の事業

<b>基本施策3-2-1</b>	<b>公共交通網の整備</b>		
基本となる事業	事業の概要		
事業コード	地域住民の公共交通機関を確保していく必要があるため、山間地域等のバス路線維持に努めます。		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">3211</td> <td style="padding: 2px;">継 続</td> </tr> </table>		3211	継 続
3211		継 続	
バス路線維持対策			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">関連計画</td> <td style="padding: 2px;">                     &lt;総合計画&gt;                      ・バス路線維持対策                 </td> </tr> </table>		関連計画	<総合計画> ・バス路線維持対策
関連計画	<総合計画> ・バス路線維持対策		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">担当課</td> <td style="padding: 2px;">交通政策課</td> </tr> </table>	担当課	交通政策課	
担当課	交通政策課		



■基本方針3-2-2の事業

<b>基本施策3-2-2</b>		<b>円滑に移動できる駅及び駅周辺の整備促進</b>	
基本となる事業		事業の概要	
事業コード		<p>静岡駅周辺地区や東静岡駅周辺地区の多くの人が集まる交通結節点において、駅と駅周辺を一体としたバリアフリー化を推進することで、市民および来訪者までを含めたすべての人に楽しく安全な人優先の歩行環境づくりを促進しています。</p> <p>今後、清水駅周辺地区や草薙駅周辺地区、安倍川駅周辺地区においても、バリアフリー基本構想を策定し、バリアフリー化を推進します。</p>	
3221	継 続		
バリアフリー基本構想の推進			
関連計画	<p>&lt;総合計画&gt; ・バリアフリー基本構想の推進</p> <p>&lt;バリアフリー基本構想&gt;</p>		
担当課	交通政策課・市街地整備課・東静岡駅周辺整備課・清水駅周辺整備課		

■基本施策3-2-2の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
3-5：静岡駅周辺地区の重点整備地区内における特定経路バリアフリー化率	事業コード 3221	推進	45.9% (平成18年)	—	100%
3-6：東静岡駅周辺地区の重点整備地区内における特定経路バリアフリー化率	事業コード 3221	推進	—	6.6% (平成20年)	100%
3-7：駅とバス停など、公共交通機関を結ぶ経路の移動のしやすさについての市民満足度	平成19年度市民意識調査より現状値を把握	誘導	10.7%	15.0%	30.0%
3-8：駅周辺および中心市街地のエレベーターやエスカレーターの設置状況についての市民満足度	平成19年度市民意識調査より現状値を把握	誘導	27.6%	35.0%	50.0%

■基本施策3-2-3の事業

基本施策3-2-3		気軽に利用できる公共交通機関の整備促進	
基本となる事業		事業の概要	
事業コード		バス利用者の利便性向上と利用促進等のため、超低床ノンステップバスの導入拡大等のハード・ソフト施策を展開します。	
3231	継続		
超低床ノンステップバスの導入			
関連計画	<総合計画> ・オムニバスタウンの推進		
担当課	交通政策課		

■基本施策3-2-3の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
3-9: 超低床ノンステップバスの導入率	超低床ノンステップバス導入台数/全台数 事業コード 3231	推進	41%	47%	50% (平成22年)

■基本施策3-2-4の事業

基本施策3-2-4		わかりやすい交通情報・サービスの提供	
基本となる事業		事業の概要	
事業コード		駐車場の効率的な利用促進及び道路交通の円滑化と自動車の利便性の向上を図るため、駐車場の空き状況を知らせる駐車場案内システムの推進を検討していきます。	
3241	継続		
駐車場案内システム			
関連計画	—		
担当課	交通政策課		

■基本施策3-2-4の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
3-10: 駅周辺および中心市街地の案内板などの分かりやすさについての市民満足度	平成19年度市民意識調査より現状値を把握	誘導	15.8%	20.0%	35.0%
3-11: 公共交通機関の乗り換えの分かりやすさについての市民満足度	平成19年度市民意識調査より現状値を把握	誘導	15.3%	20.0%	35.0%

## 基本方針3-3

## 快適に暮らせるまちづくりを進めます

誰もが自由に外出でき快適に暮らせるまちにするためには、歩いて外出しやすい環境を整える必要があります。そのため、道路や公園をはじめとするまちなかの環境を安全かつ快適に利用し、通行できるように整備します。

基本 ⇒p43、44

### ■基本施策3-3-1の事業

#### 基本施策3-3-1

#### 安心して移動ができる歩行空間や自転車道の整備

基本となる事業		事業の概要
事業コード		歩行者の快適な通行を可能にするために、バリアフリー新法に準拠しスムーズ歩道を採用した歩道の整備を図ります。  また土地区画整理事業においては、市施行の土地区画整理事業に加え、組合施行の土地区画整理事業においても、幹線道路について整備を図るよう指導していきます。
3311	継 続	
スムーズ歩道*の充実		
関連計画	<総合計画> ・土地区画整理	
担当課	市街地整備課、道路保全課	

事業コード		歩行者の快適な通行を可能にするために、また都市景観の向上と災害に強い市街地の形成のために、市管理の国県道や市道の無電柱化を推進します。
3312	継 続	
電線地中化事業の促進		
関連計画	<総合計画> ・無電柱化事業	
担当課	街路課、道路保全課	

事業コード		歩行者や車椅子利用者が安全で快適に移動できるようにするため、放置自転車や、違法広告物など、歩行の妨げとなる障害物の除去を行います。
3313	継 続	
放置自転車の取り締まり、撤去および屋外広告物の撤去促進		
関連計画	－	
担当課	交通政策課・土木管理課・都市計画課	

### ■基本施策3-3-1の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
3-12：歩道の幅や歩道の段差など、歩行時の安全性についての市民満足度	平成19年度市民意識調査より現状値を把握	誘導	7.6%	15.0%	30.0%

#### <メモ>

○ スムーズ歩道：車道を盛り上げ、歩道と段差がなく交差点を渡れるようにするものです。

■基本施策3-3-2の事業

基本施策3-3-2		誰もが使いやすい公園の整備
基本となる事業		事業の概要
事業コード		誰もが快適に利用できる公園とするために、公園の整備にあたっては、段差の解消やスロープの設置、利用しやすい遊具の設置などを行うことで、公園施設のUD化を推進します。
3321	継 続	
公園施設のUD化の推進		
関連計画	—	
担当課	公園計画課・公園整備課	

事業コード		障害のある人、高齢者、妊産婦など誰にでも使いやすいトイレを設置します。
3322	拡 充	
多目的トイレの設置		
関連計画	—	
担当課	公園整備課	

■基本施策3-3-2の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
3-13：多目的トイレの設置率	事業コード 3322	推進	23.2%	28.5%	34.7% (平成24年)
3-14：住宅地周辺の身近な公園の使いやすさについての市民満足度	平成19年度市民意識調査より現状値を把握	誘導	18.9%	25.0%	40.0%

■基本施策3-3-3の事業

基本施策3-3-3		快適に買い物ができる商店街づくりの支援
基本となる事業		事業の概要
事業コード		商店街や中心市街地で、長距離の歩行が困難な高齢者や障害のある人などが、体に負担を感じることなく自由に街を楽しんでもらえるよう、電動カートや電動車椅子などを貸し出す商店街団体に対し、機器の購入費を市が助成します。
3331	継 続	
商店街ユニバーサルデザイン推進		
関連計画	<総合計画> ・商店街ユニバーサルデザイン推進	
担当課	商業労政課	

■基本施策3-3-3の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
3-15： <u>ショップモビリティ*</u> 推進事業を行う商店街数	事業コード 3331	誘導	3件	7件	7件

<メモ>

- ショップモビリティ：イギリスで始められたシステムで、まちの中心部に電動スクーターや車イスなどの移動用機器を備え、常時または一時的な移動の困難を持つ人に貸し出すシステムです。

■基本施策3-3-4の事業

<b>基本施策3-3-4</b>		<b>駐車スペースの確保</b>		
基本となる事業		事業の概要		
事業コード				
3341		継 続		
自転車等駐車場の整備		駅周辺および中心市街地の歩行空間を確保するために、自転車等駐車場の拡充を図ります。		
関連計画	<総合計画> ・自転車等駐車場の整備			
担当課	交通政策課			

■基本施策3-3-4の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
3-16：駅および中心市街地の駐輪場の利用のしやすさについての市民満足度	平成 19 年度市民意識調査より現状値を把握。	誘導	9.0%	15.0%	30.0%
3-17：駅および中心市街地の駐車場の利用のしやすさについての市民満足度	平成 19 年度市民意識調査より現状値を把握。	誘導	12.3%	15.0%	30.0%

■基本施策3-3-5の事業

<b>基本施策3-3-5</b>		<b>災害時の要援護者対策の充実</b>		
基本となる事業		事業の概要		
事業コード				
3351		継 続		
聴覚障害のある人に対する防災情報の一斉 FAX 送信 (再掲) 事業コード 4117		地震などの災害が起きたときに、聴覚障害のある人に対し防災情報を提供します。		
関連計画	<障害者福祉計画> ・緊急情報発信体制の充実			
担当課	障害者福祉課			

■基本施策3-3-6の事業

<b>基本施策3-3-6</b>		<b>移動支援案内システム導入の検討</b>		
基本となる事業		事業の概要		
事業コード				
3361		継 続		
静岡市移動支援案内システムの推進		案内板などに設置したタグプレート（QRコード等）から、利用者が持つバーコードリーダ機能を利用できる携帯電話に、移動経路・交通手段・目的地などの情報を伝えます。		
関連計画	-			
担当課	交通政策課			

■行動計画（目標3：安全・安心で快適なまちづくり）

基本事業	事業主体	役割分担						実施時期		
		国県	市	民間	市民	NPO	他	前期 H20~21年	中期 H22~24年	後期 H25~26年
<b>基本方針3-1：誰もが使いやすい施設・建物の整備を進めます</b>										
<b>▼基本施策3-1-1：ユニバーサルデザインに対応した公共建築物の整備・改善の推進</b>										
3111 公共建築物UD化事業	市	○	●							(継続)
<b>▼基本施策3-1-2：ユニバーサルデザインに対応した民間建築物の整備・改善の推進</b>										
3121 公共的施設のバリアフリー化に関する相談窓口	市		●							(継続)
3122 高齢者等住宅改造相談の実施	市		●							(継続)
3123 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進補助	民間	○	○	●						(継続)
<b>▼基本施策3-1-3：ユニバーサルデザインに対応した市営住宅の整備・改善の推進</b>										
3131 市営住宅の建設、建替、改善	市	○	●					(拡充)		(継続)

<b>基本方針3-2：円滑に移動できる交通機関・サービスの充実を図ります</b>										
<b>▼基本施策3-2-1：公共交通網の整備</b>										
3211 バス路線維持対策	市 民間		●	●						(継続)
<b>▼基本施策3-2-2：円滑に移動できる駅及び駅周辺の整備促進</b>										
3221 バリアフリー基本構想の推進	市		●							(継続)
<b>▼基本施策3-2-3：気軽に利用できる公共交通機関の整備促進</b>										
3231 超低床ノンステップバスの導入	市 民間		●	●						(継続)
<b>▼基本施策3-2-4：わかりやすい交通情報・サービスの提供</b>										
3241 駐車場案内システム	市		●							(継続)

※区分【事業主体】：国・県、市、民間、市民、NPO、他

【役割分担】：●⇒中心的な役割、○⇒補助金・技術的支援等、△⇒協力または参画

基本事業	事業主体	役割分担						実施時期		
		国県	市	民間	市民	NPO	他	前期 H20~21年	中期 H22~24年	後期 H25~26年
<b>基本方針 3-3 : 快適に暮らせるまちづくりを進めます</b>										
<b>▼基本施策 3-3-1 : 安心して移動ができる歩行空間や自転車道の整備</b>										
3311 スムーズ歩道の充実	市 民間	○	●	●						(継続)
3312 電線地中化事業の促進	市		●							(継続)
3313 放置自転車の取り締まり、撤去および屋外広告物の撤去促進	市		●	△						(継続)
<b>▼基本施策 3-3-2 : 誰もが使いやすい公園の整備</b>										
3321 公園施設のUD化の推進	市	○	●							(継続)
3322 多目的トイレの設置	市		●							(拡充)
<b>▼基本施策 3-3-3 : 快適に買い物ができる商店街づくりの支援</b>										
3331 商店街ユニバーサルデザイン推進	民間		○	●						(継続)
<b>▼基本施策 3-3-4 : 駐車スペースの確保</b>										
3341 自転車等駐車場の整備	市		●							(継続)
<b>▼基本施策 3-3-5 : 災害時の要援護者対策の充実</b>										
3351 聴覚障害のある人に対する防災情報の一斉FAX送信 (再掲) 事業コード 4117	市		●							(継続)
<b>▼基本施策 3-3-6 : 移動支援案内システム導入の検討</b>										
3361 静岡市移動支援案内システムの推進	市	○	●	△	△	△				(継続)

※区分【事業主体】：国・県、市、民間、市民、NPO、他

【役割分担】：●⇒中心的な役割、○⇒補助金・技術的支援等、△⇒協力または参画

目標4		わかりやすく理解できる情報づくり			
<p>市民や来訪者が、必要とする情報を適切に入手し、理解することができるよう、行政情報をはじめとするさまざまな情報に対して「わかりやすく理解できる情報づくり」を進め、『情報』のユニバーサルデザインの実現を目指します。</p> <p style="text-align: right;">基本 ⇒p45、46</p>					
◆行動計画の考え方	<p>・わかりやすい行政情報を提供することで、障害のある人や外国人など誰もがいつでもどこでもわかりやすく理解できる情報づくりを進めます。</p>				
◆成果指標	4-1	区分	現状値	中間値	目標値
	点字や音声情報、拡大表示など誰もがわかりやすく理解できる情報が充実していると思う人の割合(平成19年度市民意識調査より現状値を把握)	誘導	18.7%	25.0%	40.0%

■目標4の施策体系(基本方針、基本施策)

基本方針	基本施策	
<b>4-1</b>	4-1-1	多様な手段によるわかりやすい行政情報の提供
すべての人にわかりやすい情報を発信します	4-1-2	事業者によるわかりやすい情報提供
	4-1-3	ユビキタスネットワークの活用
<b>4-2</b>	4-2-1	わかりやすい案内板やサインの整備
まちなかでの情報をわかりやすく提供します	4-2-2	景観に配慮した案内板やサインの整備



## 基本方針 4-1

## すべての人にわかりやすい情報を発信します

市民などが、必要とする情報を簡単に入手でき、わかりやすく理解できるよう、多様な伝達手段によるわかりやすい情報提供を進めます。

基本 ⇒p45

### ■基本施策 4-1-1 の事業

#### 基本施策 4-1-1

#### 多様な手段によるわかりやすい行政情報の提供

基本となる事業		事業の概要
事業コード		海外からの来訪者にも分かりやすい観光パンフレットを多言語で作成し（日本語、韓国・朝鮮語、中国語、英語の4ヶ国語）、市内の観光施設や特産品などの情報を、国内外へ発信します。
4111	継続	
観光案内パンフレットの多言語化		
関連計画	—	
担当課	観光課	

事業コード		多くの市民が活用できるように、市民向けパンフレットなどの多言語での作成や点字版等の作成を行うなど、分かりやすい行政情報の提供を行います。  ～取り組み例～ ・介護保険の総合パンフレットの多言語版（英語、ポルトガル語、中国語）および点字版の作成＜介護保険課＞ ・視覚障害のある人に配慮した、点字及び音声版の選挙公報を作成・配布＜選挙管理委員会事務局＞ ・多言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語）で書かれた図書資料、施設の利用案内や外国語の絵本の読み聞かせ等のイベントの実施＜御幸町図書館＞ 等
4112	継続	
市民向けパンフレット等の多言語化及び点字版等の作成		
関連計画	—	
担当課	関係各課	

事業コード		大きな文字の使用、見やすい色づかい、平易な語句の使用に心がけるなど、市民に対してより効果の高い情報提供ができる広報を作成します。  また視覚障害のある人のために「点字版広報」や「声の広報」を発行します。
4113	継続	
広報しずおかの活用 (再掲) 事業コード 2233		
関連計画	<総合計画> ・広報しずおかの活用	
担当課	広報課	

事業コード		事業内容	説明
4114	継続		
市ホームページの活用			市ホームページを見やすく楽しく検索しやすい工夫を行います。
関連計画	<総合計画> ・市ホームページの活用		また制作に当たって、色覚障害のある人にも読みやすい「カラーUD*」に配慮した色づかいの心がけや、視覚障害のある人のために「音声読み上げサービス」や「文字拡大サービス」を提供します。
担当課	広報課		

事業コード		事業内容	説明
4115	継続		
コールセンター運営			市役所の閉庁時間でも、市政に関する問合せ（電話・FAX・メール）について、ワンストップかつ迅速にお答えします。
関連計画	<総合計画> ・コールセンターの充実		
担当課	情報管理課		

事業コード		事業内容	説明
4116	継続		
ケーブルテレビ等を活用した各種情報の提供 (再掲) 事業コード 2232			ケーブルテレビ（静岡シティチャンネル*）やテレビ番組を活用し、静岡市内のイベントや観光情報、行政情報など、各種情報の提供を行います。
関連計画	—		
担当課	広報課・関係各課		

事業コード		事業内容	説明
4117	継続		
聴覚障害のある人に対する防災情報の一斉FAX送信 (再掲) 事業コード 3351			地震などの災害が起きたときに、聴覚障害のある人に対し防災情報を提供します。
関連計画	<障害者福祉計画> ・緊急情報発信体制の充実		
担当課	障害者福祉課		

事業コード		事業内容	説明
4118	継続		
行政評価制度の充実			行政評価の結果の公表を通して、個々の行政活動の目標、効果を市民に対して明らかにし、行政の責任と透明性を確保します。
関連計画	<総合計画> ・行政評価制度の充実		
担当課	経営企画課		

<メモ>

- カラーユニバーサルデザイン：多様な色覚を持つさまざまな人に配慮して、なるべく全ての人に情報がきちんと伝わるように利用者側の視点に立ってつくられたデザインのことです。
- 静岡シティチャンネル：静岡市の広報TVである「静岡シティチャンネル」では、静岡市に関するさまざまな情報をケーブルテレビにより配信しています。

■基本施策4-1-1の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
4-2:市ホームページの年間アクセス数	事業コード 4114	誘導	1,934,429 件	2,040,000 件	2,160,000 件
4-3:広報や市のホームページなど、市が提供する情報のわかりやすさに対する市民満足度	平成19年度市民意識調査より現状値を把握	誘導	21.5%	25.0%	40.0%
4-4:コールセンターのコール数	事業コード 4115	誘導	19,947 件/年	30,000 件/年	—

■基本施策 4-1-2 の事業

<b>基本施策 4-1-2</b>		<b>事業者によるわかりやすい情報提供</b>	
基本となる事業		事業の概要	
事業コード		外国製品の製造元、製造・消費期限、原料等の詳細表示を推進し、専門用語に対する説明の付記をします。	
4121	継続		
外国製品の分かりやすい表記			
関連計画	—		
担当課	清水港振興課		

■基本施策 4-1-3 の事業

<b>基本施策 4-1-3</b>		<b>ユビキタスネットワーク*の活用</b>	
基本となる事業		事業の概要	
事業コード		平成 22 年度まで市内のブロードバンド基盤整備を進めていきます。	
4131	継続		
デジタル・ディバイド*解消			
関連計画	<総合計画> ・デジタル・ディバイド解消		
担当課	情報管理課		

■基本施策 4-1-3 の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
4-5: 市内ブロードバンドの世帯普及率	事業コード 4131	誘導	98%	100%	100%

<メモ>

- ユビキタスネットワーク：あらゆる情報端末、機器、ICチップを搭載した物品が、有線・無線の多様なネットワークによって接続され、いつでもどこからでもさまざまなサービスが利用できるようになるネットワーク環境、利用環境のことです。
- デジタル・ディバイド：ブロードバンドに関する地理的要因による情報通信格差のことです。

## 基本方針 4-2

## まちなかでの情報をわかりやすく提供します

市民や来訪者などが道に迷ったり、目的地に円滑にたどり着けなかったりすることがないように、目的地へ円滑に誘導したり、来訪者への確に情報を伝達するための案内サインやわかりやすいサインの整備を進めます。

基本 ⇒p46

### ■基本施策 4-2-1 の事業

基本施策 4-2-1		わかりやすい案内板やサインの整備
基本となる事業		事業の概要
事業コード		海外や市外からの来訪者がスムーズに目的地まで到達できるよう、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語などを使用した系統的な外国語表記の案内標識を整備します。  その際、国際標準化機構（ISO）が標準化した案内図記号や「標準案内用図記号ガイドライン」に定める案内用図記号などを積極的に使用します。
4211	継続	
誰もがわかりやすい表記案内標識の整備		
関連計画	<総合計画> ・観光案内板の整備	
担当課	観光課	

### ■基本方針 4-2-2 の事業

基本施策 4-2-2		景観に配慮した案内板やサインの整備
基本となる事業		事業の概要
事業コード		本市を訪れる人々や市民に対して、市内での移動や行動に関わる情報を分かりやすく伝える案内サインの整備を促進します。  また、サインを整備する際には、静岡市公共サインマニュアルに基づき、周辺の環境や都市構造を踏まえた形態、色彩、大きさにデザインするとともに、適切な情報の集約化によりサインの乱立を防ぎ、美しいまちを形成していきます。
4221	継続	
景観に配慮した公共サインの整備		
関連計画	<総合計画> ・景観に配慮した公共サインの整備 <静岡市公共サインマニュアル>	
担当課	関係各課	

### ■基本方針 4-2-2 の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
4-6: 静岡駅周辺地区における、景観に配慮した公共サインの整備割合	計画数（34箇所）に対する設置数の割合 事業コード 4221	誘導	9% (平成18年)	68%	100%

■行動計画（目標4：わかりやすく理解できる情報づくり）

基本事業	事業主体	役割分担						実施時期		
		国県	市	民間	市民	NPO	他	前期 H20~21年	中期 H22~24年	後期 H25~26年
<b>基本方針4-1：すべての人にわかりやすい情報を発信します</b>										
<b>▼基本施策4-1-1：多様な手段によるわかりやすい行政情報の提供</b>										
4111 観光案内パンフレットの多言語化	市	○	●	△						(継続)
4112 市民向けパンフレット等の多言語化及び点字版等の作成	市		●							(継続)
4113 広報しずおかの活用 (再掲) 事業コード 2233	市		●							(継続)
4114 市ホームページの活用	市		●							(継続)
4115 コールセンター運営	市		●							(継続)
4116 ケーブルテレビ等を活用した各種情報の提供 (再掲) 事業コード：2232	市民間		●	●						(継続)
4117 聴覚障害のある人に対する防災情報の一斉FAX送信 (再掲) 事業コード：3351	市		●							(継続)
4118 行政評価制度の充実	市		●							(継続)
<b>▼基本施策4-1-2：事業者によるわかりやすい情報提供</b>										
4121 外国製品のわかりやすい表記	民間		○	●						(継続)
<b>▼基本施策4-1-3：ユビキタスネットワークの活用</b>										
4131 デジタル・ディバイド解消	市		●	△						(継続)

※区分【事業主体】：国・県、市、民間、市民、NPO、他

【役割分担】：●⇒中心的な役割、○⇒補助金・技術的支援等、△⇒協力または参画

基本事業	事業主体	役割分担						実施時期		
		国 県	市	民間	市民	NPO	他	前期 H20~21年	中期 H22~24年	後期 H25~26年
<b>基本方針4-2：まちなかでの情報をわかりやすく提供します</b>										
<b>▼基本施策4-2-1：わかりやすい案内板やサインの整備</b>										
4211 誰もがわかりやすい表 記案内標識の整備	市		●							(継続)
<b>▼基本施策4-2-2：景観に配慮した案内板やサインの整備</b>										
4221 景観に配慮した公共サ インの整備	市		●							(継続)

※区分【事業主体】：国・県、市、民間、市民、NPO、他

【役割分担】：●⇒中心的な役割、○⇒補助金・技術的支援等、△⇒協力または参画

目標5		まごころのこもったサービスづくり			
<p>市民や来訪者が、心地よくサービスを受けられるよう、行政や事業者などが提供するサービスにおいて、<u>ホスピタリティ</u>*を大切に「まごころのこもったサービスづくり」を進め、『サービス』のユニバーサルデザインの実現を目指します。</p> <p style="text-align: right;">基本 ⇒p47</p>					
◆行動計画の考え方	<p>・行政や事業者などが提供するサービスを改善し、温かい心でサービスを提供するよう配慮します。</p>				
◆成果指標	5-1	区分	現状値	中間値	目標値
	<p>公共施設の窓口において、職員の窓口対応や言葉づかいなど、まごころのこもったサービスができていると思う人の割合（平成19年度市民意識調査より現状値を把握）</p>	誘導	43.4%	50.0%	65.0%

■目標5の施策体系（基本方針、基本施策）

基本方針	基本施策	
利用者の視点に立ったサービスの充実を図ります	5-1-1	行政窓口サービスの充実
	5-1-2	行政サービスの定期的な改善
	5-1-3	事業者によるサービスの充実

<メモ>

○ ホスピタリティ：訪問者を丁重にもてなすこと、またはその精神のことです。



## 基本方針5-1 利用者の視点に立ったサービスの充実を図ります

行政サービスに関しては、市民に満足してもらえるサービスを提供していくために、利用者にやさしい窓口サービスの充実や行政サービスの改善・向上を進めます。また、民間事業者に対してもサービスの向上を啓発していきます。

基本 ⇒p47

### ■基本施策5-1-1の事業

基本となる事業		事業の概要
<b>基本施策5-1-1 行政窓口サービスの充実</b>		
<b>事業コード</b>		
<b>5111</b>	<b>拡 充</b>	
すべての人に親切な窓口サービスの向上		すべての来訪者に満足してもらえるサービスを提供していくために、車椅子での利用者に配慮したローカウンターの設置やわかりやすい案内・説明に心がけるなど、すべての人に親切な窓口サービスの向上に努めます。
関連計画	-	
担当課	関係各課	
<b>事業コード</b>		
<b>5112</b>	<b>継 続</b>	
公共施設の開館時間延長		公共施設の夜間開館や土日開館など、開館時間の延長や通年サービスの実現に努めます。
関連計画	-	
担当課	関係各課	
<b>事業コード</b>		
<b>5113</b>	<b>継 続</b>	
電子申請数の拡大		自宅や職場からインターネットを利用して申請ができるように、各種手続きのオンライン化の拡大に努めます。
関連計画	<総合計画> ・電子申請数の拡大	
担当課	情報管理課	
<b>事業コード</b>		
<b>5114</b>	<b>継 続</b>	
市税納税方法の拡大		既に軽自動車税において実施しているコンビニ店舗での市税の納税の対象税目の拡大及び納税方法の拡大の検討をしていきます。
関連計画	<総合計画> ・市税納税方法の拡大	
担当課	税制課・収納対策課	

事業コード		地方税の申告、申請、納税などの手続きを、市役所に出向かなくても、自宅に居ながらインターネットを利用して各種申請ができる、地方税ポータルシステム(eLTAX)の利用拡大を図ります。
5115	継続	
地方税電子申告システムの導入		
総合計画	<総合計画> ・地方税電子申告システムの導入	
担当課	課税課	

事業コード		図書館ホームページからの貸出・予約状況の確認や図書資料の予約、貸出の延長ができるサービスを提供しています。  またホームページだけでなく、電話の音声応答サービスにより、利用案内・利用状況等が音声により確認することができるサービスを提供することで、図書館の利用拡大を図ります。
5116	継続	
図書館電算システムの利用促進		
総合計画	—	
担当課	中央図書館	

■基本施策5-1-1の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
5-2: 電子申請・届出等の利用率の向上	国が定める、21 類型の手続きの電子申請・届出等の利用率 事業コード 5113	誘導	49%	51%	—
5-3: コンビニを利用した、軽自動車税納税利用率	事業コード 5114	誘導	33%	—	—
5-4: eLTAX システム利用率	事業コード 5115	誘導	3%	22%	50%

■基本施策5-1-2の事業

基本施策5-1-2		行政サービスの定期的な改善	
基本となる事業		事業の概要	
事業コード		市民の皆様により質の高い行政サービスを提供するために、市民を対象にアンケートを実施し、職員の対応の向上に努めます。	
5121	継続		
職員対応アンケートの実施			
関連計画	—		
担当課	人事課		

■基本施策5-1-3の事業

基本施策5-1-3		事業者によるサービスの充実	
基本となる事業		事業の概要	
事業コード		事業者がおもてなしの意識を啓発し、市民や来訪者が満足できるサービスを提供するよう、タクシー乗務員やホテルマン、飲食店員などを対象にやさしい <u>ホスピタリティ</u> *研修の開催を支援します。	
5131	継 続		
おもてなし実践セミナー開催補助			
関連計画	<総合計画> ・おもてなし実践セミナー開催補助		
担当課	観光課		

■基本施策5-1-3の成果指標

成果指標	定義・根拠	区分	現状値	中間値	目標値
5-5: おもてなし実践セミナー研修参加者	事業コード 5131	誘導	108人/年 (平成17年)	150人/年 (平成22年)	—

<メモ>

- ホスピタリティ：訪問者を丁重にもてなすこと、またはその精神です。

■行動計画（目標5：まごころのこもったサービスづくり）

基本事業	事業主体	役割分担						実施時期		
		国 県	市	民間	市民	NPO	他	前期 H20~21年	中期 H22~24年	後期 H25~26年
<b>基本方針5-1：利用者の視点に立ったサービスの充実を図ります</b>										
<b>▼基本施策5-1-1：行政窓口サービスの充実</b>										
<b>5111</b> すべての人に親切な窓口サービスの向上	市		●					(拡充)	(継続)	
<b>5112</b> 公共施設の開館時間延長	市		●						(継続)	
<b>5113</b> 電子申請数の拡大	市		●						(継続)	
<b>5114</b> 市税納税方法の拡大	市		●				○		(継続)	
<b>5115</b> 地方税電子申告システムの導入	市		●						(継続)	
<b>5116</b> 図書館電算システムの利用促進	市		●						(継続)	
<b>▼基本施策5-1-2：行政サービスの定期的な改善</b>										
<b>5121</b> 職員対応アンケートの実施	市		●		△			(継続)		
<b>▼基本施策5-1-3：事業者によるサービスの充実</b>										
<b>5131</b> おもてなし実践セミナー開催補助	民間		○	●	△	△			(継続)	

※区分【事業主体】：国・県、市、民間、市民、NPO、他

【役割分担】：●⇒中心的な役割、○⇒補助金・技術的支援等、△⇒協力または参画



目標6		誰もが使いやすいものづくり			
<p>市民が、日常の生活や活動の中で利用するさまざまな「もの」を不便なく使うことができるよう、「誰もが使いやすいものづくり」を進め、『もの』のユニバーサルデザインの実現を目指します。</p> <p style="text-align: right;">基本 ⇒p48</p>					
◆行動計画の考え方	<p>・ユニバーサルデザイン製品に対する関心を高め、ユニバーサルデザイン製品の普及と活用を促進するとともに、新たな製品開発に向けて意見やアイデアを提案します。</p>				
◆成果指標	6-1	区分	現状値	中間値	目標値
	<p>身の回りで、誰もが使いやすいように配慮された製品を見かける人の割合（平成19年度市民意識調査より現状値を把握）</p>		誘導	28.0%	35.0%

■目標6の施策体系（基本方針、基本施策）

基本方針	基本施策	
6-1	6-1-1	ユニバーサルデザイン製品の普及と活用 (※UD事例集の作成等)
ユニバーサルデザイン製品の普及を促進します	6-1-2	行政によるユニバーサルデザイン製品の積極的な利用
	6-1-3	ユニバーサルデザインによる製品づくりの促進 (※UD製品アイデアコンテスト等)
	6-1-4	ユニバーサルデザインの研究開発に対する支援と人材交流の促進

## 基本方針6-1

## ユニバーサルデザイン製品の普及を促進します

ユニバーサルデザイン製品に対する市民の関心や理解を高め、誰もが使いやすく安全なユニバーサルデザイン製品を普及していくため、市民への啓発や行政における活用を促進するとともに、静岡産ユニバーサルデザイン製品の開発を促進します。

基本 ⇒p48

### ■基本施策6-1-2の事業

基本施策6-1-2		行政によるユニバーサルデザイン製品の積極的な利用
基本となる事業		事業の概要
事業コード		公共施設など多くの人が利用する施設において、テーブルやイス、文房具など、行政が率先してUDに配慮された製品を利用します。
6121	拡 充	
公共施設におけるUD製品の利用		
関連計画	—	
担当課	関係各課	

### ■基本施策6-1-4の事業

基本施策6-1-4		ユニバーサルデザインの研究開発に対する支援と人材交流の促進
基本となる事業		事業の概要
事業コード		新商品等の開発において、原材料費や委託試験費など開発に要する経費に対しての補助や販路開拓助成により、製造業者等の開発意欲を高めます。
6141	継 続	
UD製品開発の促進		
関連計画	<総合計画> ・新商品開発等	
担当課	地域産業課・関係各課	

#### ◇ その他の基本施策を推進するための、今後の取り組みとして

- UD製品の普及と活用を促進するためには、UDに関する事例集の作成や展示会の開催などを行うこと等が考えられます。  
【基本施策6-1-1】
- UDによる製品づくりを促進するためには、UD製品に関するアイデアを広く募集し、発表会や表彰を実施すること等が考えられます。  
【基本施策6-1-3】

■行動計画（目標6：誰もが使いやすいものづくり）

基本事業	事業主体	役割分担						実施時期		
		国 県	市	民間	市民	NPO	他	前期 H20~21年	中期 H22~24年	後期 H25~26年
<b>基本方針6-1：ユニバーサルデザイン製品の普及を促進します</b>										
<b>▼基本施策6-1-2：行政によるユニバーサルデザイン製品の積極的な利用</b>										
<b>6121</b> 公共施設におけるUD 製品の利用	市	△	●	△	△	△				
								(拡充)	(継続)	
<b>▼基本施策6-1-4：ユニバーサルデザインの研究開発に対する支援と人材交流の促進</b>										
<b>6141</b> UD製品開発の促進	市 民間	○	●	●	△	△				
								(継続)		

※区分【事業主体】：国・県、市、民間、市民、NPO、他

【役割分担】：●⇒中心的な役割、○⇒補助金・技術的支援等、△⇒協力または参画





目標7		ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり			
<p>市民、事業者、行政が一体となって、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、できることから取り組みはじめ、継続的な取り組みとして定着化していけるよう、「ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり」を進め、『しくみ』のユニバーサルデザインの実現を目指します。</p>					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px; display: inline-block;">基本</div> ⇒p49					
◆行動計画の考え方	・市民、事業者、行政が一体となって、ユニバーサルデザインを推進する体制をつくり、本市におけるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。				
◆成果指標	7-1	区分	現状値	中間値	目標値
	ユニバーサルデザインを推進するための、市役所における推進体制や地域における組織づくりが進んでいると思う人の割合（平成19年度市民意識調査より現状値を把握）	誘導	7.4%	10.0%	25.0%

■目標7の施策体系（基本方針、基本施策）

基本方針	基本施策	
7-1	7-1-1	ユニバーサルデザイン推進体制の確立 (※各部門の横断的な組織づくり)
ユニバーサルデザインを推進する体制をつくります	7-1-2	地域でのユニバーサルデザインの組織づくり (※各地域の取り組みを推進する組織づくり)
	7-1-3	ユニバーサルデザインを評価・改善するしくみづくり

<b>基本方針 7-1</b>	<b>ユニバーサルデザインを推進する体制をつくります</b>
<p>ユニバーサルデザインを全市的に推進していくために、行政における推進体制や各地域におけるユニバーサルデザインを推進するための組織づくりを進めます。</p>	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">基本</div> ⇒p49	

■基本施策 7-1-3 の事業

<b>基本施策 7-1-3</b>	<b>ユニバーサルデザインを評価・改善するしくみづくり</b>	
基本となる事業	事業の概要	
事業コード	UDの認知度や施策に対する満足度などについてアンケート調査を実施し、市民意向を反映した評価を定期的に実施します。	
7131		継続
UD 市民意識調査の実施		
関連計画		-
担当課		都市計画課

◇ その他の基本施策を推進するための、今後の取り組みとして

- UD の推進体制を確立するためには、各部門の横断的な組織や、UD を総括する担当部署を設置すること等が考えられます。  

【基本施策 7-1-1】
- 地域での UD を推進するためには、各地域に UD の取り組みを推進する組織を設置すること等が考えられます。  

【基本施策 7-1-2】

■行動計画（目標 7：ユニバーサルデザインを進めるしくみづくり）

基本事業	事業主体	役割分担						実施時期		
		国 県	市	民間	市民	NPO	他	前期 H20~21年	中期 H22~24年	後期 H25~26年
基本方針 7-1：ユニバーサルデザインを推進する体制をつくります										
▼基本施策 7-1-3：ユニバーサルデザインを評価・改善するしくみづくり										
7131	市		●		△					
UD 市民意識調査の実施										(継続)

※区分【事業主体】：国・県、市、民間、市民、NPO、他  
 【役割分担】：●⇒中心的な役割、○⇒補助金・技術的支援等、△⇒協力または参画



# 第3章

計画の進行・管理

---

# 第3章 計画の進行・管理

## 3-1 推進に向けた今後の取り組みの方向性

UDの推進にあたっては、まずは市民一人ひとりが、UDの考え方を理解し、できることから少しずつ行動を実践していくことが大切です。

### <行政の役割>

行政は、UDに関する情報を提供することが望まれます。またすべての事業においてUDの考えを取り入れることが求められることから、職員一人ひとりの意識啓発を進めるとともに、自らの姿勢や事務所環境、事業計画や実施方法について、UDに配慮したものとなっているのか（UD度）をチェックするなど、目標を決めて取り組むことが効果的です。

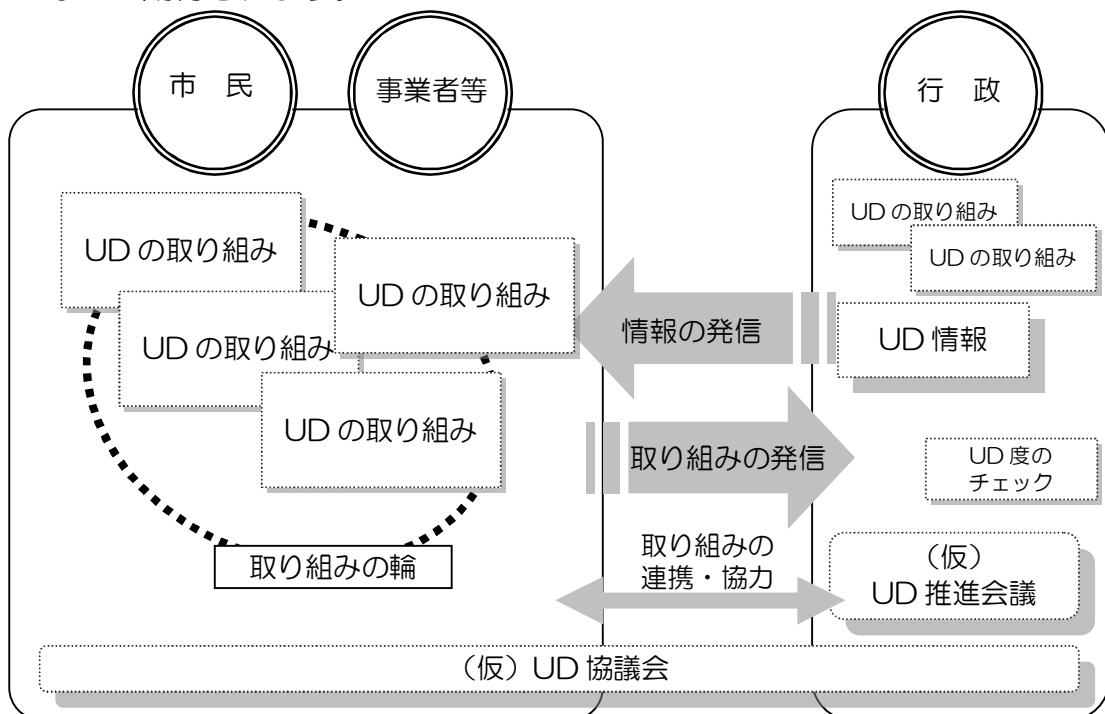
また、UDのまちづくりを進めていくためには、行政においてUDの取り組みを推進し、協力して新たな取り組みを実践していけるよう「(仮)UD推進会議」の設置の検討をすることが考えられます。

### <市民・事業者等の役割>

市民は、UDの取り組みを実践するとともに、その取り組みを積極的に発信し、多くの人に知ってもらうことが望まれます。また地域では、地域活動に参加することで、地域の人たちとのつながりが生まれ、UDの輪をつくり、広げることができます。

このように、それぞれの主体が協力・連携し、UDのまちづくりを実践できるような仕組みづくりを推進していく必要があります。

同時に、市民や専門家、関連団体、地域組織、NPOなどが参加する組織「(仮)UD協議会」などを設置することで、本市の特徴や問題・課題などに適切に対応し、UDの取り組み方針を決定し、具体的な取り組みを実践していくことなどが期待されます。



## 3-2 進行・管理

### (1) 進行管理の考え方

基本計画の7つの目標から展開される基本施策を推進するためには、本計画であげられた推進事業の実施状況等を把握し、その着実な推進を図る必要があります。

そのためには、行動計画で示された推進事業について、各所属でPDCAサイクルによる進行管理を進めることが求められます。

各事業において取り組みを実践し継続することで、本市のUDのまちづくりの基本理念である「温かい心の通い合う、みんながいきいきと暮らせるまち」を目指します。

### (2) 今後の取り組みの方向性

基本施策の推進に向けて、今後の取り組みの方向性は以下のようになっています。

期間		取り組み内容
前期	平成20年～21年	<b>&lt;UDの普及促進&gt;</b> 静岡市UD基本計画にもとづき、UDの考え方の普及や、取り組みのきっかけづくりを進めます。
中期	平成22年～24年	<b>&lt;取り組みの推進&gt;</b> UDに対する考え方が定着し、各主体が中心となって、静岡市におけるUDに関する取り組みの充実を図ります。
後期	平成25年～26年	<b>&lt;取り組みの継続、新たな取り組みの模索&gt;</b> これまでのUDに関する取り組みを継続するとともに、今後の取り組みに向けて検討します。

## <参考資料>

### ■委員会設置要綱（p68～70）

---

#### 静岡市ユニバーサルデザイン行動計画策定委員会設置要綱

##### （設置）

第1条 静岡市は、静岡市ユニバーサルデザイン行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するために必要な検討等を行うことを目的として、静岡市ユニバーサルデザイン行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### （所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）行動計画の案の作成、検討等に関すること。
- （2）行動計画の策定に係る関係各部及び各機関の総合調整に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

##### （組織）

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者を委員として組織する。

##### （委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、都市局都市計画部長の職にある委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

##### （会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

##### （幹事会）

第6条 第2条に規定する委員会の所掌事項に関し、事前の調査研究及び関係各課の連絡調整を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者を会員として組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、都市局都市計画部都市計画課長の職にある会員をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理する。



5 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長の指名する会員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、幹事会の会議に準用する。この場合において、同条第1項中「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 幹事会の所掌事項に関し、必要な意見及び資料の収集並びにそれらの分析又は検討を行うため、幹事会に部会を置く。

2 部会は、幹事会の会員がその所属職員のうちから指名する者をもって組織する。

(庶務)

第8条 委員会、幹事会及び部会の庶務は、都市局都市計画部都市計画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会、幹事会及び部会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第3条関係)

職名
経営企画局経営企画部長
総務局総務部長
生活文化局市民生活部長
生活文化局文化スポーツ部長
環境局環境創造部長
保健福祉子ども局福祉部長
保健福祉子ども局子ども青少年部長
保健福祉子ども局保健衛生部長
経済局商工部長
経済局農林水産部長
都市局都市計画部長
都市局建築部長
建設局土木部長

建設局道路部長
教育委員会事務局教育部長
上下水道局水道部長
上下水道局下水道部長

別表第2（第6条関係）

職名
経営企画局経営企画部経営企画課長
経営企画局経営企画部分権推進課長
総務局総務部総務課長
総務局総務部政策法務課長
生活文化局市民生活部市民生活課長
生活文化局市民生活部国際課長
生活文化局文化スポーツ部文化振興課長
環境局環境創造部環境総務課長
保健福祉子ども局福祉部福祉総務課長
保健福祉子ども局福祉部障害者福祉課長
保健福祉子ども局福祉部高齢者福祉課長
保健福祉子ども局子ども青少年部子育て支援課長
保健福祉子ども局保健衛生部保健衛生総務課長
経済局商工部産業政策課長
経済局農林水産部農林総務課長
都市局都市計画部都市計画課長
都市局都市計画部交通政策課長
都市局建築部建築総務課長
建設局土木部建設政策課長
建設局道路部道路計画課長
建設局道路部道路保全課長
教育委員会事務局教育部教育総務課長
教育委員会事務局教育部学校教育課長
上下水道局水道部水道総務課長
上下水道局下水道部下水道総務課長

■策定経過

年 月 日	事 項
平成 19 年 5 月 16 日	ユニバーサルデザインの推進に関する関係課長会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザイン基本計画策定の経緯について</li> <li>・庁内推進体制について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
12 月	職員意識調査の実施
12 月 14 日	平成 19 年度 第 1 回幹事会・部会合同会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザイン行動計画策定について</li> <li>・ユニバーサルデザイン行動計画の構成とイメージについて</li> <li>・その他調査について（職員アンケート、各課照会調査）</li> </ul>
12 月	各課照会調査の実施
平成 20 年 4 月 4~21 日	市民意識調査の実施
10 月 22 日	平成 20 年度 第 1 回幹事会・部会合同会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの静岡市ユニバーサルデザイン計画の策定経過について（静岡市ユニバーサルデザイン基本計画（案）について、職員アンケート結果について、市民アンケート結果について）</li> <li>・静岡市ユニバーサルデザイン行動計画（案）について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
11 月 6 日	平成 20 年度 第 1 回委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの静岡市ユニバーサルデザイン計画の策定経過について（静岡市ユニバーサルデザイン基本計画（案）について、職員アンケート結果について、市民アンケート結果について）</li> <li>・静岡市ユニバーサルデザイン行動計画（案）について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>



# しずおか あったかプラン

静岡市ユニバーサルデザイン 行動計画

平成 21 年 3 月

発行者 静岡市都市局都市計画部都市計画課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電 話 054-221-1123

FAX 054-221-1117

E-mail toshi@city.shizuoka.lg.jp